

# 障害者相談支援機能強化事業委託仕様書

この仕様書は、障害者相談支援機能強化事業の概要を示すもので、本仕様書に記載のない軽易な業務で業務運営上必要なものは実施するものとする。

## 1. 目的

犬山市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

## 2. 委託業務の内容

受託者は障害者相談支援事業として、専門的職員を1名以上配置し下記の業務を行うものとする。

### (1) 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）
- ・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）
- ・学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言

### (2) 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

### (3) 精神保健福祉士による定期相談

- ・月2回（3時間/回）福祉課相談室で実施

### (4) 障害者虐待防止センターとの連携

### (5) 障害者自立支援協議会の運営協力

### (6) 高度な連携を要する事例への助言・協力等

### (7) その他業務運営上必要となること。

## 3. 専門的職員の要件

- (1) 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、特に相談支援機能を強化するために必要と認められる能力を有する者
- (2) 専門的職員の委託業務従事時間数は 80時間/月以上とする。
- (3) 障害者相談支援専門員の現任研修を修了した者若しくは終了見込みの者。

#### 4. 委託料

委託料の請求時期は次のとおりとし、受託者からの請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(1) 平成27年11月

(2) 平成28年1月

2 委託料は委託業務以外に使用してはならない。

#### 5. 実績報告

受託者は、月次活動報告書を翌月10日までに、また、委託業務完了後、速やかに事業の完了届及び活動報告書を委託者に提出するものとする。

#### 6. その他

この仕様書に定めのない事項については、当事者相互において協議するものとする。